

第6次静岡県障害者計画（案）

1 計画の概要

- 基本目標：障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現
- 計画期間：令和8年度から令和11年度までの4か年
- 位置付け：障害者基本法に基づき障害者施策の基本的方向性を示すもの

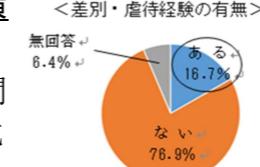
区分	内容	根拠法	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者計画	○施策の基本的方向性 →基本理念、基本目標	障害者基本法	第5次	第6次						
障害福祉計画	○数値目標等の実施計画 →数値目標、サービス必要見込量	障害者総合支援法 児童福祉法	第6期 第2期	第7期 第3期	第8期 第4期					

2 現状と課題

【①～③は、令和6年度に実施した障害のある方への実態調査結果を参考】

①合理的配慮の提供の更なる促進

- 調査では、「差別や虐待を受けたことがある方の割合」が16.7%となり、R2(17.3%)の調査と横ばいの結果となった。



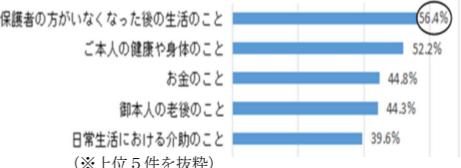
- 障害者差別解消法の改正に伴う、民間事業者への合理的配慮の提供の義務化について一層の周知が求められている。

③災害発生時に向けた防災体制

- 調査では、「地震や台風などの災害時に必要なもの」として「避難や災害の情報を分かりやすく教えて欲しい」が最も多かった。
- 災害時における避難所や在宅を含めた避難先の確保や障害福祉サービスの提供の継続が求められている。

②親亡き後の地域生活

- 障害のある人の重度化・高齢化が進み、調査では、今後心配事は「保護者がいなくなった後の生活のこと」が最も多かった。
- 親亡き後、地域で安心して暮らすための受入態勢の整備が不足。



④医療的ケア児等

- 県の行った医療的ケア児等の実態把握調査では、県下に在住する医療的ケア児等の人数は7,127人（速報値）となった。
- 調査結果を元に、医療的ケア児等及びその家族のニーズに合致した支援策が求められる。

医療的ケア児等の人数			
0～18歳	19～39歳	40～59歳	60歳～
7,127	621	454	1,006
			5,046

3 重点施策

区分	重点①	重点②	重点③	重点④
施 策	障害者差別解消に向けた、合理的配慮の提供の更なる促進	「親亡き後」の地域生活継続のための仕組みづくり	大規模地震や風水害等の災害発生時に向けた防災体制の充実	医療的ケア児等に対する支援の充実
取 組	民間事業者の「合理的配慮の提供」の義務化に対応し、県民や企業に向けた啓発等を通じ、一層の周知に取り組む	親亡き後も障害のある人の生活を地域で支えるため、相談支援体制の整備や、昼間も支援可能なグループホームの整備など、地域での自立を支える支援体制を強化	地震や風水害等の緊急時に応するため、個別避難計画の作成支援や、安心して避難できる福祉避難所の環境整備を推進	医療的ケア児者の実態把握調査を実施し、在宅生活を支えるためのショートステイの拡充など支援策の充実に取り組む

4 計画のポイント

I 障害に対する理解と相互交流の促進
1 障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進 重点①
2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
3 障害者スポーツと文化芸術活動の振興

柱	区分	施策の方向性	主な取組
I	差別解消	【重点①】民間事業者への障害者差別解消に向けた普及啓発	(新) 合理的配慮アドバイザー派遣による民間事業者等への徹底
			(新) 合理的配慮に基づくユニバーサルツーリズムの展開
	虐待防止	精神障害のある人への虐待防止対策の推進	(新) 精神科病院における虐待事案の通報等に係る実地指導
			手話通訳者の養成、「手話でいいさつを」運動の推進
	情報アクセシビリティ	手話施策推進法の施行に対応した取組	静岡県読書バリアフリー推進計画に基づくアクセシブル書籍の導入促進
		読み書きバリアフリー法の施行に対応した取組	(新) デフリンピックのレガシーの継承
	障害者スポーツ	障害者スポーツの振興	(新) 若年層を対象とした手話サポートの養成
			障害者スポーツセンターの利用促進による身近なパラスポーツ活動の推進

II 地域における自立生活を支える体制づくり			
<p>1 身近な相談支援体制整備の推進 重点②-1</p> <p>2 暮らしを支える福祉サービスの充実 重点②-2</p> <p>3 施設や病院から地域生活への移行の促進</p> <p>4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進</p> <p>5 地域での保健・医療体制の充実</p> <p>6 地域や施設における防災体制等の充実 重点③</p> <p>7 安心して暮らせるまちづくり</p>			
柱 II	相談支援体制	【重点②-1】親亡き後を見据えた相談支援体制の整備	(新) 圏域スーパーバイザー等による基幹相談支援センター未設置市町への促進
		精神障害のある人への支援の充実	精神科救急情報センター（精神科救急情報ダイヤル）による24時間365日の対応
	人材確保	障害福祉人材の養成・確保	(新) 人材サポートセンターによる事業所支援の強化、障害福祉ナビゲーターによる大学等での魅力発信
	居住の場	【重点②-2】居住系サービスの充実	(新) 親亡き後を見据えたグループホームの整備促進（重度障害のある人を対象としたグループホームの整備）
	精神地域移行	精神障害のある人の地域移行促進	ピアソポーター等と連携した訪問相談支援の実施
	就労支援	環福連携及び障害者雇用率の向上	(新) PCリサイクルを通じた障害者雇用の周知・啓発
		福祉的就労への支援	(新) マーケティング視点の強化のための工賃向上計画の作成支援等
	優先調達	障害者優先調達の推進	(新) 複数事業所による福產品の「共同生産体制」の構築支援
		(新) 「福產品等 SDGsパートナー認定制度」の周知・普及	
	自殺対策	こどもの自殺対策の推進	(新) 多職種の専門家で構成する「子どもの自殺危機対応チーム」による学校等への支援、地域支援者間の連携体制の構築
防災対策	【重点③】地域における防災体制の充実	(新) 避難行動要支援者の個別避難計画の更なる作成支援	
	(新) 障害のある方も安心して避難できる福祉避難所の環境整備		
まちづくり	暮らしやすいまちづくりの推進	(新) ユニバーサルツーリズムの普及・定着のための観光施設等のバリアフリー化の促進	
	(新) 特別支援学校等におけるバリアフリートイレの設置促進		
III 多様な障害に応じたきめ細かな支援			
<p>1 早期支援体制の整備</p> <p>2 教育の振興</p> <p>3 重症心身障害児（者）・医療的ケア児（者）に対する支援の充実 重点④</p> <p>4 発達障害のある人に対する支援の充実</p> <p>5 精神障害のある人に対する支援の充実</p> <p>6 難病を抱える人に対する支援の充実</p>			
柱 III	医療的ケア児（者）等	【重点④】医療的ケア児（者）等への支援の充実	(新) 医療的ケア児（者）等及び家族への経済的支援の実施や短期入所受入施設の拡大
		聴覚障害児	静岡県型の聴覚障害児療育体制の構築
	発達障害	発達障害のある人への支援の充実	(新) 県発達障害者支援センターによる支援や就労定着できる職場環境づくりの促進
	強度行動障害	強度行動障害のある人への支援の充実	(新) 支援者養成研修や県発達障害者支援センターによる機関コンサルテーション等の実施
	難病	難病を抱える人への支援の充実	(新) 身体障害者等と同様、公共施設の利用料が減免されるよう市町へ働き掛け